

## 小野市地域公共交通会議会計規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、小野市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、小野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 交通会議の予算は、小野市からの補助金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに小野市長に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、予算を補正することができる。

2 前項の規定により、予算を補正したときは、次の交通会議で報告するものとする。

### (予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

### (予算の流用)

第5条 会長は交通会議の運営及び事業の遂行上やむをえないと判断したときは、歳出予算を流用することができる。

### (取引金融機関の指定)

第6条 取引金融機関は、会長が指定するものとする。

(出納及び現金等の保管)

第7条 交通会議の出納は、会長が行う。

- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議の出納員)

第8条 交通会議の出納員は、会長から指名を受けた会計とする。

- 2 交通会議の会計は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出に関する簿冊)

第9条 交通会議の会計は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算差引簿
- (2) 収入調書
- (3) 支出負担行為決議書
- (4) 支出調書
- (5) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(出納の閉鎖)

第10条 交通会議の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算を調整し、交通会議の承認を得るものとする。

- 2 前項の承認を得るにあたっては、会長が指名した監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、交通会議の会計に関し必要な事項は、小野市の例により会長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年3月4日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	補助金	1	国庫補助金	1	国庫補助金
		2	市補助金	2	市補助金
2	負担金	1	負担金	1	負担金
3	寄附金	1	寄附金	1	寄附金
4	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
5	使用料	1	使用料	1	使用料
6	預金利子	1	預金利子	1	預金利子
7	諸収入	1	雑入	1	雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	事務費	1	事務費	1	旅費
				2	需用費
				3	備品購入費
2	事業費	1	事業費	1	委託費
				2	工事請負費
3	予備費	1	予備費	1	予備費